令和８年６月３０日
８港子若第１０８４号

港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、学童クラブ等従事職員（学童クラブ等に従事する職員をいう。以下同じ。）用の宿舎の借り上げを行う学童クラブ等を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該借上げに係る経費の一部を補助する港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、学童クラブ等の安定的な運営、人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）学童クラブ等　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）又は港区放課後児童育成事業実施要綱（平成１８年１月１８日１７港教生第６６５号）若しくは港区放課ＧＯ→クラブ実施要綱（平成２２年４月１日２２港子子第５８号）に規定する放課ＧＯ→（第７条第２項において「放課ＧＯ→」という。）

（２）常勤職員　次に掲げる要件を満たす者をいう。

ア　労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号の３により明示された就業の場所が学童クラブ等であること。

イ　学童クラブ等に常勤職員として勤務していること。ただし、勤務時間が、当該学童クラブ等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る。）に達しているか、１日６時間以上かつ月２０日以上であり、常態的に勤務しているものは、常勤職員とみなす。

（対象者）

第３条　補助金の対象者は、学童クラブ等に放課後児童支援員（港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年港区条例第２９号）第１０条第３項に定める放課後児童支援員をいう。以下この項及び次条において同じ。）又は補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。次条において同じ。）として勤務する常勤職員とする。

２　学童クラブ等の経営に携わる法人の役員は対象としない。

３　同一の対象者における補助の期間は、第９条の規定により交付を決定した日の属する年度から起算して１０年目の年度の末日までを限度とする。

４　前項の期間中に、学童クラブ等を異動した場合、転職した場合又は補助を受けていない期間が生じた場合であっても、当該期間を起算する年度は変更しないものとする。

（補助条件）

第４条　区は、事業者に対し、前条に定める対象者が使用する宿舎の借上げに係る経費を補助する。

２　前条に定める対象者に対して、事業者等から住居手当又はそれに類する補助が交付されている場合は、補助金の対象としない。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。
（１）暴力団（港区暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員に暴力団員等（暴力団並びに港区暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
４　事業者は、学童クラブ等従事職員の就業継続に努めること。
（補助対象期間）
第５条　補助金の対象期間は、次に掲げる全ての要件を満たした期間をいう。
（１）事業者が宿舎を借り上げていること。
（２）第３条に定める対象者を採用していること。
（３）第３条に定める対象者が入居していること。
（４）第３条に定める対象者が世帯主であること。
（５）第３条に定める対象者と当該対象者を採用した事業者との間に入居契約等が結ばれていること。
（補助対象経費）
第６条　補助金の対象経費は、学童クラブ等における従事職員に必要な宿舎の借り上げの費用（敷金を除く。）とする。ただし、事業者が、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。
（補助金額）
第７条　補助金の額は、補助対象経費又は次に掲げる金額に補助金の対象期間となる月数を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない方の金額に８分の７を乗じて得た額とする。
（１）宿舎が港区外に存する場合　１戸当たり月額８２，０００円
（２）宿舎が港区内に存する場合　１戸当たり月額１１２，０００円
２　補助金の額は、学童クラブにおいては１の支援の単位（港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年港区条例第２９号）第１０条第２項に規定する支援の単位をいう。以下この項において同じ。）当たり３戸を上限とし、放課ＧＯ→のみを運営する事業所においては１事業所当たり３戸を上限とする。なお、放課ＧＯ→クラブ実施要綱に基づき実施する放課ＧＯ→においては、当該学童クラブの１の支援の単位当たりの上限に満たない残りの戸数を上限とする。
３　第１項の規定により算出した補助金額の合計に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
（補助金の交付申請）
第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める日までに、港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
（補助金の交付決定及び通知）
第９条　区長は、前条の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金の交付が不適当と認めるときは港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知する。
（補助金の変更交付申請）

第１０条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定後の事情の変更等により、第８条の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金変更交付申請書(第４号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る交付決定及び当該補助事業者に対する通知については、前条の規定を準用する。

(承認事項)

第１１条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第１号及び第２号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第１２条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第１３条　補助事業者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　区長は、必要に応じて、補助事業者に対して、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

(遂行命令)

第１４条　区長は、前条に定める報告又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの要綱による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助金を執行していないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることができる。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第１５条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別に定める期日までに港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金実績報告書（第５号様式）その他区長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　区長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区学童クラブ等従事職員宿舎借り上げ支援事業費補助金額確定通知書(第６号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第１６条　補助事業者は、前条２項の規定による額の確定後に補助金の支払いを受けようとするとき又は補助金の概算払いを受けようとするときは、請求書（第７号様式）により、区長に対し補助金を請求する。

２　区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第１７条　区長は、第９条の規定による補助金の交付決定の後においても、事情の変更により必要が生じたときは、この交付決定を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　区長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）第４条第３項に該当するに至ったとき。

（４）交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

３　前項の規定は、第１５条第２項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第１８条　区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

２　区長は、第１５条第２項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した額が当該交付すべき補助金の額を超えているときは、その超過した部分について、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第１９条　補助事業者は、第１７条第２項第１号から第４号までの規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　区長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者が定められた納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（他の補助金の一時停止等）

第２０条　補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（関係書類の整理保管）

第２１条　補助事業者は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付に係る年度の終了の日から５年間保存しなければならない。

（仕入控除税額の報告）

第２２条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返納しなければならない。

２　前項により付した条件に基づき、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、速やかに報告しなければならない。

３　事業者が第１項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（委任）

第２３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行し、同年４月１日から適用する。